

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 ISDB-T マルチメディアフォーラム  
議長 関 祥行

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、意見提出の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。以下のとおり意見を提出します。

意見公募対象である「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」について、以下のとおり意見等を述べさせていただきます。

別紙様式

該当箇所	意見
<p>別添 11 (4 頁) 特定基地局の開設に関する指針</p> <p>五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項について</p>	<p>開設計画の認定の申請をすることができる帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が 2 以上の場合は比較審査により 1 の申請に対してするものとする事は、エリアの能率的な拡大及びマーケットの早期醸成の観点からも適当であると考え賛同いたします。</p> <p>電波の能率的な利用確保のための技術導入を認定要件にすることについては適当であると考え、14.5MHz 幅を ISDB-Tmm 一方式で提供することで送信機は 1 台で行うことを可能とするため、送信所の建設などといったインフラ設備コストを大幅に低減できることから早期エリアの拡大やサービスの早期醸成に寄与できると考えます。また、連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点からも能率的な電波利用を確保する ISDB-Tmm 方式にする必要があると考えます。</p>

別紙様式

## 意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局

放送政策課又は放送技術課 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ  
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム  
代表理事 小川 善美

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「無線設備規則の一部を改正する省令案等の電波監理審議会への諮問  
及び当該省令案その他の携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた  
制度整備案に対する意見募集」  
に対する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p>	<p>該当箇所におけるそれぞれの世帯カバー率の事項について、その要求レベルを上げることは、特定基地局の設備投資の負担が大きくなり、その投資負担の回収を厳密に行うほどに、結果的にエンドユーザの受信するための料金負担額の上昇、番組視聴のための料金上昇や番組提供事業者の委託放送事業者に対する負担料金の上昇、などを招くこともあり得るため、電波利用可能エリアとそのエリアで真に受信者の需給ニーズにマッチするよう、考慮されるべきと考える。そのため、該当箇所で開催される世帯カバー率の基準を緩和するか、受託放送事業者の投資負担に耐えられる程度に段階的に引き上げられるような事が望ましいと考える。</p> <p>昨今、携帯通信事業者の経営破綻等が発生しているように、過度な世帯カバー率の要求によって、受託放送事業者が後に万が一破綻するような事態になると、エンドユーザおよび委託放送事業者や番組供給者が困窮するだけである。</p>
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 別表第三 開設計画の認定の比較審査基準 2 受信設備の普及に関する事項</p>	<p>当法人では、携帯電話向けのコンテンツ・サイトを生業とする会員が多数存在する。該当箇所における「受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること」とあるように、携帯端末向けマルチメディア放送が、広く普及している携帯電話で受信出来るようにすることを要望する。</p> <p>また、現在、携帯電話向けに製作している各種のコンテンツを、出来る限り、同様に、改編することなく、マルチメディア放送波に載せて配信し、受信・ダウンロードしたコンテンツが、そのまま携帯電話で利用できるような受信設備となるように要望する。</p>
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 別表第三 開設計画の認定の比較審査基準</p>	<p>受信設備においては、あまねく公平に番組が視聴できる環境を実装すべきであると考え。特定の受託放送事業者あるいは委託放送事業者が提供する番組しか視聴できない受信設備が提供された場合、</p>

<p>3 受託放送役務の提供に関する事項</p>	<p>すべてのレイヤー（受託放送事業、委託放送事業、番組提供事業、サイト運営事業）の競争環境に大きな悪影響を与えるため、優越的な地位を利用して特定の番組の視聴に限定することを強制するようなことが行われないよう、受託放送事業者の責務として委託放送業務の円滑な運営のためどのような施策を計画しているかについても、審査対象として追加されることを要望する。</p>
<p>(該当無し)</p>	<p>当法人では、携帯コンテンツプロバイダが会員として多数存在し、各社の携帯端末向けマルチメディア放送への関与としては、委託放送事業者もしくは番組製作提供・コンテンツ提供の立場となる。特に後者となることが多いと想定され、今後予定されている委託放送事業者の申請および決定に至るプロセスにおいて、番組コンテンツ提供側の意見をその制度に反映する機会を頂けるよう、同様のパブリックコメントの募集が行われることを要望する。</p>

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

ぜんこくむけいたくじぎょうしゃれんらくかい

氏名 全国向け委託事業者連絡会

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案</p> <p>三 受託放送役務</p> <p>2 委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後の計画</p> <p>一 開設計画の適切性及び計画実施の確実性</p> <p>3 受託放送役務の提供に関する事項</p> <p>受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること</p>	<p>今般「マルチメディア放送」として、新たにその定義が設けられる事からも明らかなように、全く新しい放送メディアとして実用化に供されるものであります。</p> <p>従って、委託放送事業者側の視点で見た場合でも、番組コンテンツそのものの制作や、その番組制作技術、番組送出装置などマルチメディア放送用の技術開発と、メーカ等と受信装置を新規に開発する必要があります。</p> <p>また今回の「マルチメディア放送」の導入においては、これまでのBSや地D等の新しい放送サービスの導入時期においては通例であった、実験局、放送試験局、また実用化試験局を通じた長期の試験運用無しに、その本放送サービスが開始される事も想定されます。</p> <p>従って、一般世帯に受信機の普及していない本サービス開始の当初においては、広告収入や有料番組の収入はまったく期待できませんので、受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が、受信機の普及状況に関わらず委託放送事業者の収益の観点で設定された場合は、委託放送事業者の収益は大変厳しくなる事が想定されます。</p> <p>そこで「受託放送役務の提供に関する事項」の審査においては、「委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画がより充実していること」の中には「受信機の普及状況を勘案した委託放送事業の経営環境への配慮がより大きい事」を含めて審査されるよう強く要望します。また、受託放送事業者と委託放送事業者間の接続インターフェースの柔軟性を審査基準の追加を要望します。</p>
<p>(別添11) 開設指針案 別表第二1-3</p> <p>(別添11) 開設指針案 別表第三1-3</p>	<p>委託放送事業者による多様なサービス提供を促す為、委託放送事業者への負担を可能な限り低減する必要があります。</p> <p>そこで、受託放送事業者の認定の審査にあたり、委託放送事業者の希望により、受託放送事業者または関係する事業者がプラットフォーム環境（認証・課金代行を含む）を斡旋または提供する計画を有していることが必要と思われれます。</p>

<p>207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案の全般</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針によると「時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである」及び「このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である」と示されています。</p> <p>従って、多様な事業者が公平に番組提供を可能とする仕組み等や受託放送設備等の提供、及び標準規格 ARIB-STD や運用規定 ARIB-TR 策定の公平性の担保を、受託放送事業者選定の審査基準に提案頂きたい。</p>
--	---

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

意見書

平成22年3月4日

住所 とうきょうとみなとくろっぼんぎ 東京都港区六本木6-10-1 ろっぼんぎひるずもりたわー 六本木ヒルズ森タワー かい 33階

かふしきがいしゃ 株式会社J-WAVE ない 内

氏名 どくりつ 独立FM15社メディア開発研究会 しやめでいあかいはつけんきゆうかい 座長 ざちよう 小笠原 おがさわら 徹 とおる

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

なお、「独立FM15社メディア開発研究会」の会員構成については以下のとおりです。

<独立FM15社メディア開発研究会 会員構成(順不同)>  
株式会社エフエム・ノースウェーブ 新潟県民エフエム放送株式会社  
株式会社エフエムナックファイブ 株式会社ベイエフエム  
エフエムインターウェブ株式会社 横浜エフエム放送株式会社  
株式会社エフエム富士 株式会社ZIP-FM  
愛知国際放送株式会社 株式会社エフエム京都  
株式会社FM802 関西インターメディア株式会社  
株式会社CROSS FM 株式会社九州国際エフエム  
株式会社J-WAVE 以上、全15社  
<座長> 小笠原 徹(株式会社J-WAVE 代表取締役社長)

該当箇所	意見
全 般	<p>今回の制度整備案では、昨年8月に示された基本的方針による地方ブロック向け放送（VHF-LOW帯）に関しては示されておりません。一方、ラジオ放送の将来像について種々検討が始まり、音声放送の重要性が指摘されています。</p> <p>また、諸外国においてもデジタル・ラジオ放送、受信機の実用化、普及が進行しております。</p> <p>昨年7月の意見募集の際にも意見書を提出しておりますが、今後、地方ブロック向け放送（VHF-LOW帯）に関する制度整備を進めるに当たっては、これらの動きを勘案しつつ、我々音声放送事業者が意見を陳べる機会が得られるようご配慮をお願い致します。</p>

以 上

# 意見書

平成22年2月22日

総務省情報流通行政局

放送政策課又は放送技術課 御中

郵便番号 101-0061

住所 東京都千代田区三崎町1-3-12

水道橋ビル9階

(ふりがな) ざいだんほうじん にほんしょうひしゃきょうかい

氏名 財団法人 日本消費者協会

広報部 三浦佳子

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 1 当協会は、昨年8月のパブリックコメントの時に、「各携帯電話の端末へのサービスの加入があるかないかによって受信できるマルチメディア放送の番組に違いがあることなど、視聴者を困り込むような形態を認めない仕組みや事業者の取り組みを期待します」という意見を提出しました。
- 2 携帯電話は今や全ての消費者にとって「必需品」です。にも拘わらず、携帯電話業界では、各事業者が自分に有利な点ばかりを強調して加入させた上で、利用できないサービスがあるということが後になって分かり、解約しようとするとう違約金が必要な場合もあり、ご相談も頂いています。消費者に対して十分な正しい情報を与えずに困り込むような仕組みがしばしば見受けられます。
- 3 今回の携帯端末向けの新しい放送についても、携帯電話事業者ごとの思惑によって、異なる技術規格が導入される可能性があるかと聞いています。しかし、こういう技術規格の争いに関しては、過去にもビデオデッキ（VHS対β）や次世代DVDなど、業界の都合による規格争いに消費者が振り回され、不利益をこうむった歴史があり、今や必需品となった携帯電話で、同じようなことが起きることは絶対に避けるべきと考えます。
- 4 この点、今回の制度整備案は、比較審査を経て最終的に技術規格を1つに絞り込もうとしている内容のようであり、これまでのように、事業者毎にサービスがバラバラになることを避けることができるという意味からは、消費者の立場に立った提案と評価することができ、賛成したいと思います。
- 5 そして、想定しうるトラブルに対応する「相談窓口」のようなものも必要かと考えます。トラブル発生時の「責任分担」も明確にして頂きたいところです。
- 6 今後は、実際のサービスを提供するソフト事業者の選定も進められると思いますが、その手続においても、業界の都合だけに配慮するのではなく、消費者の立場にも目配りをした制度や事業者の取組を期待します。

以上

## 意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号：94538

ふりがな：ふりーもんとぼるぼーど、すいーと、ふりーもんと、かりふおるにあ

住所：48377 Fremont Blvd., Suite 117, Fremont, CA 94538

ふりがな：かみーるぐらいつき、びーえいちでいー、ぶれじでんと、ふろーふおーらむ

氏名（注 1）Kamil Grajski, PhD., President FLO Forum

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-2  別表第三 1-2  (受信設備の普 及に関する事 項)	<p>FLO Forum は、開設計画の審査プロセスにおける基準は以下が重要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者が採用する技術がグローバルスタンダードであること。これは日本国およびその他海外においてもネットワーク構成機器、受信端末の低廉化に繋がると考えます。</li> <li>2. 市場におけるイノベーションの促進、長期の事業継続性、消費者（エンドユーザー）、産業、社会への貢献度。特に受信端末の効率的な電力消費が実現可能な技術の採用に留意することは、結果、消費者の利便性促進に寄与すると考えます。</li> </ol>

## 意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課、放送技術課御中

郵便番号 100-8631  
とうきょうとちよだくおおてまち  
住所 東京都千代田区大手町1-2-1  
ふいえいちえふるうたいまるちめでいあほうそうすいしんきょうぎかい  
氏名 VHF-LOW帯マルチメディア放送推進協議会  
はとり みつとし  
代表 羽鳥 光俊

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

該当箇所	意見
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二	<p>平成21年10月に情報通信審議会より答申された、VHF帯マルチメディア放送方式では、207.5MHz以上222MHzのマルチメディア放送に加え、90MHzから108MHzにて、ISDB-Tsb方式を用いるマルチメディア放送も含まれています。</p> <p>今回の標準方式の改正案には、90MHzから108MHzの放送方式が含まれていません。同帯域でのマルチメディア放送の実現を目指し各種検討を進めている当協議会としては、今回同帯域での送信の標準方式に係る制度整備が行われなかった理由と、今後のスケジュールをお伺いしたい。</p>
207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案	<p>周波数有効利用の観点から、導入する放送方式はひとつの方式が望ましいと考える。</p> <p>また、今後VHF-LOW帯マルチメディア放送を開始するにあたっては、ワンセグを含む地上デジタルテレビジョン放送、VHF-HIGH帯マルチメディア放送、VHF-LOW帯マルチメディア放送をより安価な共用受信機で受信できることが、ユーザーメリットにもつながり、かつマルチメディア放送全体のメディア価値を高めることに寄与するものとする。</p> <p>従って、VHF-HIGH帯マルチメディア放送に導入する放送方式としては、これらと親和性を図った方式が望ましい。</p>

# 意見書

平成 22年 3月 5日

総務省情報流通行政局

放送政策課又は放送技術課 あて

(ふりがな) ぶいろーたいぜんこくぶろっくそふとれんらくかい

氏名(注1) V-Low帯全国ブロックソフト連絡会

代表幹事 森谷 和郎(株式会社ニッポン放送)

100-8439 東京都千代田区有楽町一丁目9番3号

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
<p>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針 第5項 第3号</p>	<p>本指針では「開設計画の認定は、（中略）電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。」となっている。</p> <p>これは、この周波数帯における、いわゆるハード事業者を1社とすることであり、すなわち技術方式も一つに絞られるということである。受信機に対して複数の技術方式の搭載を課することなく、より低廉な受信機の実現を可能とし、広く受信機を普及させることが期待できるものであり賛成できる。</p> <p>なお、比較審査においては、日本国内で広く普及している技術方式であるISDB-Tと基本技術を同じにするISDB-Tmmが、一般消費者の利便性に対して優位であることを考慮すべきと考える。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省  
情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒102-8080

とうきょうとちよだくこうじまち  
東京都千代田区麹町1-7

マルチメディア<sup>ほうそう</sup>放送ビジネスフォーラム

だいひょう すぎやま ともゆき  
代表 杉山 知之

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

【該当箇所】

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二

【意見】

情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW帯に適用される ISDB-Tsb 方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。当フォーラムは地域ブロック別マルチメディア放送おけるビジネスを検討しているワーキンググループが多数あり、事業参入を視野に日々研究を重ねております。今回、VHF-LOW帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備のスケジュールをお伺いしたい。

【該当箇所】

207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

【意見】

特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致するものであります。平成19年11月26日「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の当フォーラムプレゼンにおいて「空白地帯だらけの大都市専用サービスでは、車載機のサービスには使えない」と挙げた課題に対する改善策でもあり、道路施設カバー率の導入に賛成いたします。

しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービスエリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車で移動するユーザに対して利便性が損なわれるだけでなく、ドライバーに対しての安全安心情報が充分に行き届かないことにもなりかねません。道路施設カバー率も、全国の駅カバー率と同等に5年以内に70%以上とすることを条件とすべきと考えます。

以上